【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】東海財務局長【提出日】2024年4月30日

【会社名】 クロスプラス株式会社

【英訳名】 CROSS PLUS INC. 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 大寛

【本店の所在の場所】名古屋市西区花の木三丁目9番13号【電話番号】052-532-2211(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 鮎川 崇

【最寄りの連絡場所】名古屋市西区花の木三丁目9番13号【電話番号】052-532-2211(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 鮎川 崇

【縦覧に供する場所】 クロスプラス株式会社東京支店

(東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2024年4月26日開催の当社第71回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2024年4月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の 新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、山本大寛、西尾祐己、大口浩和、白木規博、 岩井恒彦および竹内俊昭を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、西垣正孝、佐野清明および鬼頭潤子を選任するものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額3億60百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。)とするものであります。

第5号議案 取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式付与のための 報酬決定の件

取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対し、第4号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件」とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を年間35,000株以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額36百万円以内とするものであります。

(3)決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案	53,522	180	0	(注)1	可決 99.57
第2号議案				(注)2	
山本 大寛	52,684	1,018	0		可決 98.01
西尾 祐己	53,345	357	0		可決 99.24
大口 浩和	53,347	355	0		可決 99.24
白木 規博	53,332	370	0		可決 99.21
岩井 恒彦	53,280	422	0		可決 99.12
竹内 俊昭	53,306	396	0		可決 99.16

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第3号議案				(注)2	
西垣 正孝	53,347	355	0		可決 99.24
佐野 清明	53,325	377	0		可決 99.20
鬼頭 潤子	53,345	357	0		可決 99.24
第4号議案	53,267	435	0	(注)3	可決 99.09
第5号議案	52,640	1,062	0	(注)3	可決 97.92
第6号議案	53,254	447	0	(注)3	可決 99.07

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の 議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上